

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2299号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

選挙で選ばれる町村長と町
村議会議員には選挙の苦勞
知らない大学の学者などには
分からない「民意」へのおそれ
があるという。民意は自分を
見放し落選させるかもしれないから
である。民意は眼に見えない。しか
し、選挙ではその眼に見えないもの
が決定力をもつ。

そこで、「この民意に対する態
度」がわかる。一つは「こわい
民意はできるだけそっとしてお
きたい」という態度である。もう一つ
は、「こわいことには変わりがなが
むしる民意に問いかけ、民意を喚起
しようとする態度である。」

従来、比較的狭域で顔見知り
が多い町村の自治運営では、特に直接
明白な利害関係がないと思えば、住



寒椿

民意を信頼し民意に問う

民は「お上(役場)任せ」で、役場
もいちいち民意に問いかけをしない
できた。住民参加といえは、毎年の
予算編成の前に、三役と幹部職員が、
地元選出議員を含む地域懇談会など
の場で住民の要望を聞き、できるも
のを予算に反映させる工夫をしてい
れば上出来と考えられてきた。もち

ろん、この陳情型の民意吸収にも意
義がないわけではない。しかし、こ
れはまだ「民意はできるだけそっと
しておきたい」という態度に属して
いる。

本格的な住民参加は、住民が要望・
陳情型の活動から一歩出て、何が町

村が取り組むべき課題であり、その
解決には具体的に何をすべきであ
り、また何ができるのか、そのため
にはどれくらいの手間暇とお金がか
かるかを、百人規模の公募委員を含
むワーキング・グループのような場
で住民と役場と一緒に議論し、進む
べき方向を決め、それを役場が実施
していくことである。そうすれ

ば、町村行政は、住民を一方的
に楽にさせる行政ではなく、住
民もまた何らかの身銭を切る行
政へと転換していく。この住民参加
は民意を信頼し、民意を喚起するこ
となしには実行されない。どちらを
選ぶかが「分権型社会の創造」のゆ
くえを左右するだろう。

(東京大学大学院総合文化研究科教授
大森 彌)

もくじ

| | |
|-------|---|
| 政 策 | 水産基本法(仮称)制定へ.....(2) |
| フォーラム | 地球と結ぶ勝浦づくり = 徳島県勝浦町.....(5) |
| 情 報 | 町村週報主要索引(平成11年10~12月分).....(8) |
| 随 想 | 山間(奥地)集落の生き残り.....鳥取県関金町長 竹田哲男.....(10) |
| 情 報 | 政策レーダー.....(11) |

水産基本法(仮称)制定へ

水産基本政策大綱まとまる

農林水産省は、昨年十二月十四日に「水産基本政策大綱」及び「水産基本政策改革プログラム」を決定し、公表した。この大綱は、昨年八月の水産基本政策検討会(水産庁長官の懇談会)の報告を踏まえ、水産庁と与党、水産関係団体等との間で行ってきた水産政策改革の具体的内容と実施手順についての議論の成果をとりまとめたものである。

本誌では、大綱のポイントと改革プログラムの概要を紹介するが、大綱の基本的考え方の要旨は、①二〇〇海里体制という新たな海洋秩序の下で、我が国水産業が持続的に発展し、国民の求める水産物を将来にわたって安定的に供給しうよう、政策を再構築する、②漁業の生産性の向上、生産の増大等を主眼に展開してきたこれまでの水産政策を抜本的に見直し、我が国周辺水域における水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とした政策を確立する、—という点にある。農林水産省においては、大綱・プログラムを踏まえ、新たな政策の理念と基本的な施策方向を水産基本法(仮称)案としてとりまとめ、平成十三年の通常国会に提出することとしている。

水産基本政策大綱のポイント

一、基本的考え方

我が国水産業は、重要なたんぱく食料である水産物を国民に提供し、自前の供給力として食料自給にも貢献してきた。しかしながら、本格的な二〇〇海里時代を迎える中で、周辺水域における水産資源の悪化に加え、海外漁場における規制の強化等

もあって、漁獲量の減少が続く、水産物の自給率も低下している。また、漁業経営の悪化や漁業の担い手の減少・高齢化が進行し、漁業地域の活力の低下を招いている。

これまで、水産行政は、昭和三十一年に制定された沿岸漁業等振興法に示された方向に沿って展開され、漁業の近代化・生産性の向上等に一定の成果を上げてきたところであるが、今後、世界的に水産物需給が逼

迫することも予想されている中で、水産業をめぐる現下の厳しい事態を放置した場合には、水産物の安定供給をはじめ、二十一世紀における安全で豊かな生活を求める国民の要請に応えられなくなるおそれがある。

こうした状況を踏まえ、これまでの水産政策を国民全体の視点に立つて抜本的に見直し、①二〇〇海里体制の下で、我が国周辺水域における水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とする枠組みを構築し、②漁業のみならず水産加工業、流通業等の関連産業も含めた水産業全体の発展を図り、③国民への水産物の安定供給や漁業地域の活性化等の国民的課題にも対応しうよう政策として再構築し、将来の目指すべき水産業・漁業地域の姿を明確に提示する必要がある。

このため、今後の新たな水産基本政策の理念と基本的な施策の方向を、既存の水産施策の具体的な改革の見通しを踏まえて、水産業をめぐる実態や課題について十分に情報提供を行い、国民的な理解と支持の下に基本法として明確にするとともに、政策プログラムに沿って、実行可能なものから、順次、政策の改革を具体化していくこととする。その際、財政措置を効率的・重点的に運用し、政策の推進を図るとともに、

定期的な政策効果の検証・見直しにより、情勢の変化に柔軟に対応しうる政策の推進を図る。

(備考)

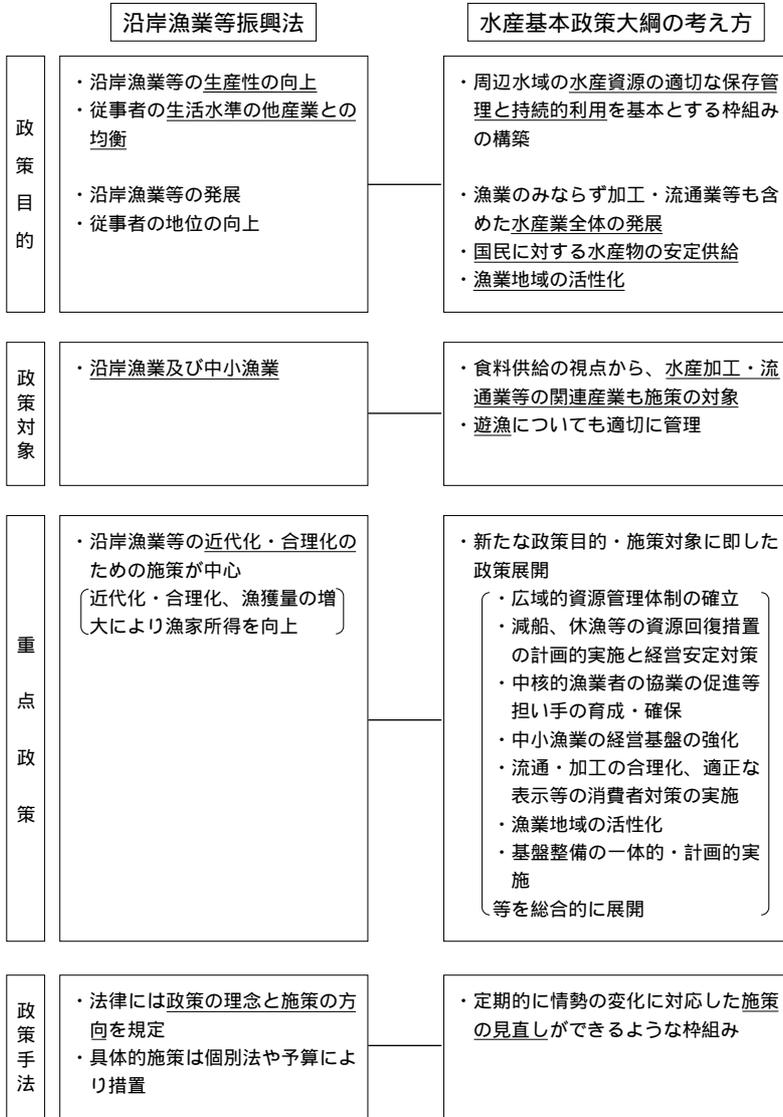
平成十二年には、大綱・プログラムの国民的理解を深めるとともに、法制的整理を進めた上で、平成十三年の通常国会に向け水産基本法(仮称)案をとりまとめる。

二、具体的施策の展開方向

- ① 水産資源の適正な管理と持続的利用
- ② 広域的な資源の保存・管理体制の確立
- ③ 資源回復計画の策定
- ④ 資源回復措置の実施
- ⑤ 減船、休漁、体長制限、漁具・漁法制限等による漁獲努力量の削減
- ⑥ TAC制度の厳格な運用(資源水準に即したTACの設定)
- ⑦ つくり育てる漁業による資源の積極的培養
- ⑧ 遊漁の適切な管理
- ⑨ 漁場環境・生態系の保全
- ⑩ 責任ある遠洋漁業の実践と国際的資源管理への貢献
- ⑪ 漁業管理制度(漁業権、漁業許可、漁船管理等)の見直し
- ⑫ 資源の適切な管理と持続的利用の体制の確立、漁業調整委員会制度の見直し
- ⑬ 漁業経営の効率化・安定化と漁業の担い手の確保、漁業権、漁業許可における新規参入、企業の経営の促進
- ⑭ 地域性の反映、地域の実情に応えた漁業権制度等の運用

政 策

新たな政策展開の考え方



- (3) 漁業の担い手の確保と経営の安定
- ① 中核的漁業者協業体の育成
- ↓ 中核的漁業者協業体の取組の認定と施策の優先実施
- ② 中小漁業の経営基盤の強化
- ↓ 漁業操業の規制緩和、減船、金融措置等を通じた経営改善
- ③ 資源回復措置の実施に伴う経営安定対策 ↓ 減船、休漁等に対する新たな支援の仕組み
- (4) 水産物流通の効率化、水産加工業の体質強化と消費者対策の充実
- ① 産地流通体制の整備 ↓ 産地市場統合の推進

- ② 水産加工業の経営体質強化 ↓ 協業化の推進、資源回復措置に対応した原料確保
- ③ 消費者への情報提供 ↓ 魚食普及と魚食文化の継承、水産物の原産地等表示の実施
- ④ 水産物に係る食料自給率目標等の策定 ↓ 食料・農業・農村基本法に基づいた自給率目標の策定・公表
- (5) 漁業地域の活性化
- ① 定住環境の改善 ↓ 労働環境、生活環境の整備
- ② 都市・漁村交流等を通じた地域の収益機会の増大

- (6) 効率的・効果的な水産基盤の整備
- ① 水産基盤整備の一体的実施と総合的な計画策定 ↓ 事業の見直しと国・都道府県における総合的な計画策定
- ② 漁港整備・管理制度の見直し ↓ 漁港法の改正
- (7) 漁協の役割の明確化と事業・組織のあり方の見直し
- ① 合併の一層の促進
- ② 信用事業の基盤強化等 ↓ 農水産業協同組合貯金保険制度の見直し
- ③ 新たな課題に対応した事業・組織のあり方の見直し

全国JST指導者研究大会のお知らせ

現在人事院において、JST(人事院式監督者研修)基本コースの、第五次改訂作業が進められています。今回の改訂では、JST基本コースの構成の変更、指導の手引きの充実などが図られる予定です。

つきましては、今回の改訂の内容紹介に併せて、JST指導者の皆様方との研究討論の機会とするため、全国JST指導者研究大会を左記のとおり開催することいたしました。奮ってご参加下さい。

なお、詳細は、左記の申込先へお問い合わせください。

記

日時：平成十二年二月九日(水)

午前九時三十分～午後四時

場所：全国町村会館

(東京都千代田区永田町一―一三五)

参加料：会員 一五、〇〇〇円

一般 二〇、〇〇〇円

申込期限：平成十二年一月二十五日(火)

申込先：(社)日本人事管理協会

〒一〇二―〇〇九三 千代田区

平河町二―七―一 塩崎ビル

TEL 〇三(三三六三)三六八一

FAX 〇三(三三六三)三六九八

* JSTとは

JSTとは、初めて事務部門の監督者に就いた者を主に対象とし、仕事の管理や部下の指導・育成の方法を取得させることを内容としています。

水産基本政策改革プログラム概要

| 事 項 | 11 年 度 | | 12 年 度 | | 13 年 度 | | 14 年 度 | | 15 年 度 | |
|--------------|--|--|------------------------|----|---|----|---------------------------------------|--|---------------------|--|
| | 1月 | | 9月 | 1月 | 9月 | 1月 | | | | |
| 新たな水産基本政策の構築 | 大綱・プログラムの決定 | | 大綱・プログラムの周知 (法制的整理) | | 水産基本法(仮称)制定 | | | | | |
| 資源管理 | 資源回復計画の枠組み作り | | | | 資源管理基本方針の策定 | | 資源回復計画の策定 | | 資源回復計画に基づく具体的施策の実施 | |
| 漁業管理 | 広域的資源保存管理体制 漁業権制度 漁業許可制度 遊漁管理 遊漁船業制度 漁船管理制度 | | (法制的整理) | | 漁業法等の改正 遊漁資源管理のモデル実施 (法制的整理) 漁船法改正 | | 資源管理体制の整備 漁場環境保全方針の策定 指定漁場の一斉更新 | | 漁業権免許の一斉切替 | |
| 担い手経営 | 漁業の再建整備 | | | | 中核的経営認定制度の創設 (法制的整理) | | 遊漁船業法の改正 漁特法等関係法制度の改正 | | | |
| 流通・加工・消費 | 自主減船対策の見直し・実施 | | | | 市場統合方針の明示 | | 市場再編整備対策の発足 | | 新たな経営安定対策の実施(減船、休漁) | |
| 基盤整備 | 自給率目標の策定 基盤整備の事業の見直し | | | | | | 総合的計画の策定・実施 | | | |
| 漁港整備・管理 | 漁港法改正 | | | | | | | | | |
| 漁協 | 漁協の事業・組織のあり方 | | | | | | | | 合併等促進措置の見直し | |

フォーラム

平成 10 年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表

住民参加のまちづくり



ビッグひな祭

現地レポート

徳島県

勝 浦 町

地球と結び勝浦づくり

グローバル勝浦・自由な
発想で楽しい町づくり

勝浦町は、徳島県の東南部に位置し、面積六九・八平方kmの、周囲を山に囲まれた準山間盆地です。清流勝浦川が町の中心をゆったりと東西に流れ、沿岸の開けた平坦地にのどかな田園と居住地を形成し、山麓一帯には、秋に黄金色に輝くみかん畑が拓かれています。

このように水と緑の自然豊かなまち勝浦町は、県都徳島市まで二・二km、あるいは県内四市しかないうちの三市に境を接するなど、都市近郊機能も併せもつ、人口七千人余りの町です。

様々な住民活動

比較的温暖な気候と恵まれた自然は、昔から人々の生活に潤いとやすらぎをもたらし、勝浦町に暮らす人々の情の厚さや穏やかな性格を醸し出しています。

こうした風土の勝浦町では、自然や生活環境への住民意識が高く、昭和四十年頃から、毎年六月から九月までの四ヶ月間の第一日曜日を全町一斉清掃日と定め、全世帯から参加して道路、河川、公共施設周辺の清掃活動に努めます。



まちを彩る花づくりも、昭和五十六年の大寒波により基幹産業のみかん栽培が打撃を受け、活気を無くしかけたまちを女性の力で元気づけようと、昭和六十一年から婦人会が中心に活動が始まりました。この花づくりは、平成五年の国民体育大会時にピークを迎え、道路、公共施設周辺、あるいは各地区の花壇を色とりどりの花で飾っていました。

その後、資金や人手不足などから一時衰退し始めましたが、近年、再び各地区での婦人会の活動も活発化し、各地区で思い思いの花づくりが始まっています。また、町の花コスモスでまちを彩ることを目標に、愛好家の呼びかけで「コスモスの集い」が結成され、遊休地や休耕田などを利用してコスモス園を造るほか、イベント「コスモスフェスティバル」を開催しています。

保健活動においても、住民が主

フォーラム

県道沿いのコスモスの花づくり



体となった「自分たちの健康は自分たちで守る」を合言葉に結成された「愛育班」は、地区の乳幼児から老人にいたるまで地域ぐるみで健康づくりを進める原動力となっています。

昔、各地区で民俗芸能として行われていた人形浄瑠璃を町内で唯一継承する「勝浦座」は、人形浄瑠璃を町内外において公演するだけでなく、中・高校生のクラブ活動の指導や学校での伝統文化学習に貢献されています。

その他、住民が主体となり行われている様々な活動がありますが、一部を除きその多くが行政主導で行われているのが現状でした。

世界と交流、勝浦井戸端塾誕生

平成三年に誕生した阿波勝浦井戸端塾(以下、井戸端塾)も、同様に行政からの呼びかけで組織された地域づくり団体です。全国的な地域づくり、村おこし運動が盛んに展開され始めた時期に、町がその結成を促したのがきっかけとなりました。

しかし、井戸端塾は、発足当初から会員自らが運営方針や目標を設定し、自主的活動を展開しながら今日に至っています。その目標は、『グローバル勝浦(地球と結ぶ勝浦づくり)』で、ふるさと勝浦の知名度を高め、世界的な交流の



中学生に人形浄瑠璃を指導する勝浦座

ビッグひな祭りに、知事を迎えて



輪を拡げる活動を、着実に実践しています。

イベントで情報収集

井戸端塾では、イベントを情報発信・受信の最良の方法ととらえ、様々なイベントを実施しています。

現在取り組んでいる最大のイベントに「ビッグひな祭り」があります。

当初、町の活性化を願う青年有志により平成三年まで三回実施され、資金と人手不足で中止しかけたものを、第四回から井戸端塾が引き継ぎました。

三月三日を中心に二〜三週間開催されるビッグひな祭りのメイン

は、会場中央に豪華にそびえる一方二十五段、四方合わせて百段のピラミッド型ひな壇で、三千体以上のひな人形が飾られます。その周辺の小型ひな壇も合わせると、会場は約一万余体のひな人形で埋め尽くされ、一歩足を踏み入れると、雅やかないにしえの時代にタイムスリップした錯覚を覚えます。近年では、この季節になると全国的なニュースとして、テレビ、新聞などで紹介され、問い合わせが殺到しています。

井戸端塾では、この会場の装飾を回を追う毎に充実させると共に、町の特産品及び絵馬等ひな関係の商品を販売するひな市、最近では外国人も参加するひな行列、あるいは芸能大会や映画大会などの行事を有効に組み合わせ、イベントを拡大させてきました。また、四月には町内の大宮八幡神社の境内で、各家庭で処分できずに置いてあるひな人形を供養する「ひな供養」を実施しています。

しかし、最近では、たとえ供養してもひな人形を処分するのは憚れないと、アメリカ合衆国のジャパンウィークなどのあらゆる機会を捉え人形を海外へ贈り、国際交流の一翼を担っています。

フォーラム

発案即実行の自主的活
動、井戸端塾

井戸端塾が、当初から取り組んだイベントに「みかん祭」があります。

勝浦町の基幹産業であるみかん栽培が低迷していることから、勝浦みかんの特性と栽培の歴史や文化の再発見をピーアールするため、多様なプログラムを組み、町内外から訪れた人々にアピールしました。

中でも、会場を「みかん共和国」とし、参加者には「みかん共和国国民証」を配り、みかんに関わる知識や情報をクイズを通じて提供しながら大統領を選出するなど、



恐竜公園づくりで取材を受ける井戸端塾

楽しい国家行事(ゲーム)を演出していました。

現在では、このイベントは他の組織にも広がり、勝浦町観光協会などが主催となつて、その規模が拡大されています。

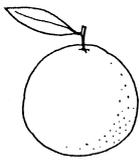
井戸端塾では、施設整備も自らの労力と資金で行っています。

四国ではじめて恐竜の歯の化石が発見されたことに着目し、実物が発見されたことに着目し、あまぎや大の恐竜のモニユメントや四阿、恐竜大権現神社などの公園を手づくりで整備し、山あいの静かな渓谷にやすらぎを求めて訪れる人々への休憩所を提供しています。

井戸端塾のように、住民の自由な発想から生まれてくる活動は確実に成長し、その交流は、当初の目標のとおり、全国のみならず国際的な広がりを見せています。

勝浦町では、現在、住民が参画し、農業の振興や地区の活性化を図るための計画策定を進めていますが、今後とも、井戸端塾のような自由な発想を取り入れ、住民参画・主体のまちづくりを展開していくことと考えています。

(勝浦町長 川口幸一)



情 報

町村週報主要索引

平成十一年九月～十二月
二二八五号～二二九八号
全国町村会長年頭あいさつ
二二九八 (2)

自治大臣年頭所感
二二九八 (3)

活動

山本会長、自民党の地方合同会議で要望
二二八五 (2)
山本会長、自民党介護保険小委で意見
二二八五 (3)
核燃料事故で緊急要望 地方三団体
二二九〇 (3)
永年の功績を称え自治大臣表彰
二二九〇 (6)

平成十年度町村有物件災害共済事業の概要報告 全国自治協会
二二九〇 (7)
ゴルフ場利用税存続で要望 全国町村会
二二九一 (5)
「多選制限」「ペイオフ」問題で要請
二二九一 (5)
平成十年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告
二二九一 (12)

市町村合併・介護保険で緊急要望 全国町村会
二二九二 (2)
オウム真理教問題で要望 地方三団体
二二九二 (3)
介護保険見直しの三党合意に意見 全国町村会
二二九三 (3)
介護保険特別対策に対し声明 全国町村会
二二九四 (3)
山本会長、十二年度税制改正で要望
二二九四 (3)

地方分権の推進・町村財政基盤の強化などで緊急要望 全国町村会
二二九七 (2)
地方財政危機突破の総会決起大会を開く 地方六団体
二二九七 (7)
医療保険制度の一本化を提言 全国町村会他
二二九八 (4)

政策

社会保険制度を国民生活のインフラに 平成十一年度版厚生白書
二二八六 (2)
分権社会へ地方の自立促す 平成十二年度自治省予算概算要求重点施策
二二八七 (2)
自然増加数過去最低を記録 住民基本台帳(平成十一年三月末)
二二八七 (5)
人の動きから見た住宅・社会資本少子化対応や循環型社会の構築提言 平成十一年版建設白書
二二八八 (2)
新基本法受け、直接支払いなどに重点 平成十二年度農水省予算概算要求重点施策
二二八九 (2)
介護保険の円滑なスタートに全力 平成十二年度厚生省予算概算要求重点施策
二二九〇 (2)
都市の再構築と地域の活性化に重点 平成十二年度建設省予算概算要求重点施策
二二九一 (2)
依然として人口減、高齢化が進行 平成十一年版過疎白書
二二九一 (6)

「学級崩壊」対策など新規要求を充実 平成十二年度文部省予算概算要求重点施策
二二九二 (4)

全総、地域戦略プラン推進に重点 平成十二年度国土庁予算概算要求重点施策
二二九三 (2)
ダイオキシン対策予算、大幅拡充 平成十二年度環境庁予算概算要求重点施策
二二九四 (2)
新たな水田営農対策を決定 政府・与党
二二九五 (6)
十二年産米政府買入価格決定 米価審議会
二二九五 (8)
全国町村長大会特集号 地方分権の推進・地方税財源の充実など十五項目を決議
二二九六 (10)

随 想

ふれあいと福祉の町づくりで専念 熊本県玉東町長
二二八五 (10)
稲村純雄
農業への思い 山梨県町村会長・明野村長
二二八六 (10)
「次代」へ 大柴邦昭
二二八六 (10)
「次代」へ 広島県海田町長
二二八七 (10)
健康づくりに思う 栃木県町村会長・岩舟町長
二二八八 (10)
笑顔のある町づくり 石川県田鶴浜町長
二二八九 (10)
西平秀夫
我が町 徳島県町村会長・鷲敷町長
二二九〇 (9)
助岡剛則
スピードを緩めよう 福島県飯館村長
二二九一 (14)
菅野典雄
「絵本」によるまちづくり 富山県大島町長
二二九一 (8)

フオーラム

「笑顔」「学ぶ」「働く」、町づくり 岡山県赤坂町
二二八五 (4)
若者にもお年寄にも快適ないいきとした地域づくり 青森県深浦町
二二八六 (7)
智頭を世界一美しいまちに 鳥取県智頭町長
二二八七 (7)
文化芸術の郷づくり 新潟県妙高高原町
二二八八 (5)
人と自然が輝く里 山梨県道志村
二二八九 (5)
小さな町の大いなる挑戦 熊本県宮原町
二二九一 (9)
森の中の遊湯星の村づくり 奈良県大塔村
二二九二 (7)
健康あふれる文化と梅のまち 琴丘 秋田県琴丘町
二二九三 (6)
活力とやすらぎとロマン溢れる町づくり 鹿児島県額娃町
二二九四 (5)
四賀・新世紀生活をめざして 長野県四賀村
二二九七 (8)
町民の手作り・まちづくり

吉田 力 二二九二 (10)
健康と食生活 香川県大川町長
二二九三 (10)
思いつくまに 奈良県町村会長・安堵町長
二二九四 (10)
自然との共生を求めて 群馬県町村会長・板倉町長
二二九七 (14)
人間の知恵と技能 長野県栄村長
二二九八 (10)
高橋 彦芳
針ヶ谷照夫
二二九七 (14)

情 報

群馬県榛名町 二二九八 (7)
論 説

地方分権の実施にあたって

横浜国立大学名誉教授 成田頼明
二二九五 (2)

情 報

全国町村長大会は十二月一日

二二八六 (6)

新任都道府県町村会長の略歴

(東京都) 二二八六 (5)
(群馬県、鳥取県) 二二九三 (3)
カプセルNOW&NEW

二二八七・二二八八
・二二八九・二二九三
・二二九四・二二九五
・二二九七

政策リーダー

二二八五・二二九五
二二九七・二二九八

健康福祉プランナー養成塾

――塾生募集中――

(財)地域社会振興財団では、今年度に引き続き左記の要領で、平成十二年度健康福祉プランナー養成塾を開講いたします。

記

1 目的

二十一世紀を担う市(区)町村職員に不可欠な保健・医療・福祉についての深い理解と知識、企画立案能力、同じく医師においては住民の要望、自治体の財政状況を理解し、保健・福祉の行政サイドと協力する調整能力と、それぞれの地域、それぞれの立場で質の高い健康福祉先進地域を作る能力獲得を目指す。

2 期間 平成十二年七月三日(月)

七月三十一日(金)

3 会場 自治医科大学地域医療情報研修センター(栃木県南河内町)

4 募集定員 三十名

5 応募資格

①市(区)町村等職員で、保健・医療・福祉に関する企画・立案に携わっている方。

②保健・福祉の重要性を認識し地域で活躍されている医師。

6 応募方法 各市(区)町村に既に送付した「募集案内」中の参加申込書に記入のうえ、当財団宛郵送。

7 応募期限 平成十二年三月十日(金)

8 参加経費 宿泊費、受講料等は、当財団が負担。往復の交通費及び食事代は、参加者の所属機関の負担。

9 申込及び問合せ先

(財)地域社会振興財団 総務課

〒三三九一〇四九八 栃木県河内郡南河内町薬師寺三三一―一六〇

TEL 〇二八五―五八―七四三五
FAX 〇二八五―四四―七八三九

詳細は、十二月末に送付済みの募集案内」をご参照下さい。

随 想

山間(奥地)集落の生き残り

随 想



鳥 取 県
がね 町 長
せき 関 金 田 哲 男
竹 田 哲 男

我が町、関金町は鳥取県のほぼ中央部に位置し、町の南西部を岡山県北部と隣接する山の中の小さな町です。

面積は約九八km²であり、県下では広い方の部類に入りますが、その内、山林原野の占める割合が約八三％と言う文字通りの中山間地域です。人口は約四千六百人であります。昭和二十八年に三つの村が合併した町であり、当時の人口が約六千六百人と言うことで約二千人減少した過疎の町です。

町の自慢とする特徴は古くからの温泉地(約千二百年前)であり、又中国地方一の秀峰大山の南側に位置した自然がいっぱいのとても景観のいい町です。

地域的にも当然のこととして農林業が主幹産業であります。昨今の厳しい農林業情勢の中にあつて苦慮しております。

現在は殆どの農家が町で誘致した企業なり、隣の倉吉市にある企業に勤めに出られ、兼業農家が主体となつております。兼業によつて農業

を続けることは経済的に安定しますので、それが農地の荒廃を防ぐと言うことであれば、それも農業振興の一環であると思いますが、厳しい経済不況の中にあつて、地方には企業の進出が難しい情勢にあります。諸々の条件の中にあつての町づくりでありますが、現在本町では地域の持つ最大の資源(温泉、空気、緑水)を生かし都市との交流を図つた町づくりを進めております。

都市部の人々の潤いと安らぎのある地域づくりと農業等を体験できる場所づくりを進め、全町を農村公園とするよう整備をしているところであります。

なお、本町には町の中に六つの行止り集落があります。いずれも町の

中心部より約六、十km離れた奥部にあり、戸数も五戸から十三戸と言つ少集落であります。

これら集落の起源は遠く鎌倉時代に木地師として近江地方より移り住んだ人々の子孫とのことによつてですが、現在の視点で見ても、よくこんな山奥の不便な所にとつて思ふことがありません。しかし、それはこの地が木地師として生活するのに適地であつたと言つて可いでしょう。

時代は大きく変わりました。つい最近までは農林業で或いは本町特産のワサビ等の栽培が生活の基盤でありましたが、先に述べた通りの農林業情勢にあり集落の存続が難しい状況にあります。

国にあつては、中山間地の農作業等の条件不都合に直接支払いと言う制度が新農業基本法の中で出されましたが、この制度に期待する反面、大きな不安もあります。

いずれにしろ人が生活(定住)するにはその地で生活出来る基盤が必要であります。仕事場が町部にあり、ただ寝泊りするだけの家と言つことであれば、あまりにも条件が悪すぎます。

道路は狭く急峻であり、又雪も積もります。子供達の教育、医療等を考える時、便利のよい町部に移されることは自然の成行きかもしれませぬ。

しかし、これら地域には都会に無い自然が沢山あります。そこで集落

の人と一緒に考へたのが、この地域の特徴を生かし、他では真似の出来ない地域づくりをし、集落の存続を図ることです。

県単の補助事業を受け、集落の人達自らの手で実行しており、ある集落では渓流を活用した管理渓流釣場をつくり、山菜を主体とした食事の提供を考え、又ある集落では特産のソバを活用した、ソバ打ち体験場なり、更には水を利用して水車なり名水場、又炭焼き小屋、山菜加工施設等を整備し地域を生かした特色ある村づくりをしております。

全体的に整備をしてから一、二年を経過したところですので結果についてはこれからですが、想像したより多くの人に来て戴きまして各集落に活力が出ており、やる気が出ております。自分達の村に誇りを持ち、自分達の村は自分達で守り発展させると言つて気持を持たれたのが一番の成果だと思つております。

幸いにこの地域が今年度国土庁の農村アメニティの村づくりコンクールで優秀賞を受賞し意を強く頑張つております。

いずれにしろ厳しい諸条件の中にあつたので、国、県、町の援助も必要であります。まずそこに住む人が自分達で考え、自分達が行動することがなによりも大切であり、必要であります。それが山間地集落が生き残る唯一の道であると思つております。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

地方公務員五年連続で減少

―自治省―

自治省は、このほど平成十一年四月一日現在の地方公共団体の定員管理調査の結果を発表した。

同調査結果によると、地方公務員総数は三三三万二、一五八人(対前年度比一七・七、三三六人の減)で、平成七年以降五年連続の減少となった。団体区分別をみると、都道府県職員は、一六九万一、八五三人(同一万一、七〇九人の減)で八年連続の減少となり、減少数も過去最大となっている。市区町村及び組合の職員は、一五四万三〇五人(同五、六二七人の減)で、三年連続の減少となっている。同省は、減少要因として行政のスクラップ・アンド・ビルドを基本とした定員適正化に向けた取り組みの効果がでてきたことを挙げている。

地方公務員総数の部門別では、一般行政部門が一六万一、四三〇人で前年比四、五三八人の減となっている。このうち福祉関係を除く一般行政で八、三二二人の減となったのに対し、福祉関係では、介護保険制度に対応するための業務増等のために三、七八四人の増となっている。また、特別行政部門の職員数は、一六三万八、九二五人(対前年度比一・二、二〇三人減)で、教育職員数が、少子化による児童数の減少等により、一万三、一八一人の減、消防、警察職員数は、若干増となっている。公営企業会計部門は、病院部門で医師、看護婦の増加により二、四一八人の増となっているが、全体では、前年比五九五五人減の四三万一、八〇三人となっており、二年連続して全行政部門での減少となった。

第三セクターの経営状況に関する調査結果について

自治省は昨年十二月二十八日、第三セクターの経営状況に関する調査結果を取りまとめた。

これは、地方公共団体が出資している三セクのうち、株式会社など利潤を求める商法人と、財団など公益目的の民法法人を対象に、七月現在の経営状況を調べたもの。

今回の調査対象は、三セク総数八、三九五のうち、三、九五五(うち商法人二、二〇四、民法法人一、七五一)法人が対象となっており、うち市町村分は二、三六六法人。商法人については、その四一、三%にあたる一、四三六法人のうち、市町村分九七四法人)が経常赤字となっており、一社あたりの平均損失額は一億五、四〇〇万円(うち、市町村分六、五〇〇万円)となっている。業務別にみると、観光・レジャーが四八二法人(三三、六%)、経常損失額も六六四億円と最も多く、うち市町村は三九五団体、二九〇億円を占めている。

また民法法人については、その二四、八%にあたる一、二一九法人(うち、市町村分五七九法人)が当期正味財産減少額を計上、一法人あたりの平均減少額は三、一〇〇万円となっている。業務別にみると、法人数では教育・文化が二五三法人(二〇、八%)を占めているが、当期正味財産減少額では農林水産が一四一億円と最も多い。また、市町村における減少額では地域・都市開発が二九億円、構成比も二九、一%と最も高い比率を占めることとなった。

食料自給率四十%

―平成十年度―

農水省は、このほど平成十年度の食料需給表を公表した。食料自給率は供給熱量(カロリー)ベースで四十%、穀物ベースで二七%と、前年度よりそれぞれ一%低下した。

国民一人一日当たりの供給熱量は、近年、二、六一〇・三〇キロカロリー台で推移してきたが、平成十年度は、景気の低迷などにより前年度比一・九%減(四八・九キロカロリー減)の二、五七〇・二キロカロリーとなった。

また、国民一人一年当たりの供給純食料は、従来から増加傾向にあるいも類、でん粉に加え、肉類が増加する一方、米、野菜、果実、魚介類、砂糖類などが減少した。米は、食生活が多様化する中で減少傾向で推移していることに加え、景気が低迷する中で外食産業等が経営の効率化・合理化を進めたことなどから、前年度比二・二%減(一・五kg減)の六五・二kgとなった。小麦は、〇・六%減(〇・二kg減)の三二・二kg、野菜は、二・六%減(二・六kg減)の九九kg、果実は、七・四%減(三kg減)の三七・六kg、牛乳・乳製品は、一%減(〇・九kg減)の九二・三kg、魚介類は五・六%減(二kg減)の三三・八kgとなりそれぞれ減少した。なお、政府は、新農基法に基づき、自給率引き上げの目標数値を今年三月末までに策定する。